

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第1項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和5年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者氏名）

電話番号（ ）－

岐阜県知事 様

記

請求金額	円(消費税含む)
費用の内訳	別紙請求内訳書のとおり
選挙の種類	令和5年執行 岐阜県議会議員選挙（ 選挙区）
候補者の氏名	
フリガナ	
金融機関(支店)名	(金融機関名) (支店名)
預金種別	1 普通 2 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

備考

- この請求書は、候補者から受領した「選挙運動用自動車使用証明書」（燃料代の請求の場合には、このほかに「給油伝票（※）の写し」及び「自動車燃料代確認書」）とともに選挙の期日後15日以内に提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書は自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 金額の訂正はできません。金額以外を訂正する場合には、訂正箇所には訂正印又は署名が必要です。契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が訂正する場合にあっては本人の署名又は押印により、代理人が訂正する場合にあっては契約業者等本人の印鑑による押印又は代理人の署名若しくは押印により行ってください（代理人の署名又は押印により確認する場合には、代理人の本人確認書類の提示又は提出及び当該代理人に訂正が委任されていることを示す書類の提示又は提出を行ってください。）。

※給油伝票＝燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の4けた以下の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの。